

加東市地域クラブ活動に関する認定要項

令和8年6月17日

加東市教育委員会

1. 目的

中学生等が安全安心のもと、継続的にスポーツ・文化芸術活動等に親しむ環境の充実を図るとともに、中学生等の居場所づくりや健全育成、また、生涯スポーツ・生涯学習社会の実現に向け、活動を希望する団体を、加東市地域クラブ活動（以下「地域クラブ」という）に認定し、支援するため定めるものとする。

2. 地域クラブ活動の募集について

以下に掲げる3種類のいずれかを目的として活動する地域クラブを募集する。

認定団体K：中学生を中心とした活動を目的とする団体

認定団体T：多世代が活動する中に中学生も一緒になって活動をする団体

認定活動C：様々な体験活動を通して、レクリエーションを目的とした活動

3. 登録団体としての認定要件

地域クラブとしての認定要件は、以下に掲げるとおりとし、満たす要件に応じて「認定団体K」「認定団体T」「認定活動C」の3種類のいずれかに認定し、それぞれに応じた支援を実施する。

【認定団体K・認定団体T】

- (1) 学校との連携が図れていることや日常継続的に適切な指導体制が構築されていること。
- (2) クラブ規約等により適切な運営を行っていること。
- (3) 安全安心な活動を継続するための方針や体制を整えていること。
- (4) 適切な活動時間や休養日等を設定していること。
- (5) 原則、加東市内の中学生等を受け入れて定期的に活動すること。

【認定活動C】

- (1) 安全安心な活動をするための計画・指導体制を整えていること。
- (2) 実施要項等により適切な運営を行っていること。
- (3) 子どもたちの体験を中心とした活動であること。
- (4) 原則、加東市内の中学生等を受け入れて活動すること。

4. 認定の申請

地域クラブとしての認定を受けようとする団体（以下「申請者」という）は次に掲げる事項を記載した文書を加東市教育委員会（以下「教育委員会」という）に提出しなければならない。

【認定団体K・認定団体T】

- (1) 加東市地域クラブ活動認定申請書
- (2) 活動内容報告書
- (3) 指導者一覧
- (4) 構成員一覧（後日提出可）
- (5) 団体の規約または、それに相当するもの
- (6) 収支予算書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める書類

【認定活動C】

- (1) 加東市地域クラブ活動認定申請書
- (2) 指導者一覧
- (3) 企画書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める書類

5. 認定の決定

教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査及び必要に応じて面接等を行い、認定の可否について判断し、後日、申請者に結果を通知する。

6. 変更の届出

認定を受けた地域クラブは、申請時の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

7. 認定の取り消し

教育委員会は、認定した地域クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により認定を受けたことが判明したとき。
- (2) 認定の要件を欠くに至ったとき。
- (3) 活動回数、活動人数が著しく減少したとき。
- (4) 地域クラブとしてふさわしくない行為があったとき。
- (5) その他、教育委員会が地域クラブとして不当と認めたとき。

8. 地域クラブに対する支援

教育委員会は、認定した地域クラブが活動を始めるにあたって必要となる事務や持続可能な活動に向けた支援を行うものとする。

9. 地域クラブの責務

- (1) 「加東市地域クラブ活動運営方針」に沿った活動を行わなければならない。
- (2) 学校や保護者と連携し、中学生等の健全育成に努めなければならない。
- (3) 教育委員会が行う事業に対し、依頼に応じて連携協力を行うものとする。
- (4) 参加者をスポーツ安全保険等、傷害保険に必ず加入させるなど、安全安心な活動に努めなければならない。

10. 活動場所・施設利用料について

原則、学校施設もしくは社会教育施設を利用する。他団体と活動場所・活動時間等が重複する場合、団体同士で調整すること。また、施設使用料については、今後、国から示される参加費をもとに決定する。

11. その他

この要項に定めのない事項については、教育委員会が必要に応じて別に定める。

12. 認定要項の変更

今後、国や県により、部活動の地域展開に関わるガイドライン等が新たに示された場合や部活動の地域展開の状況が大きく変化した場合は、教育委員会が本要項を必要に応じて変更する。